

「広告等に関する自主規制基準」一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(名 称) <u>広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則</u></p> <p>(目 的) 第1条 この規則は会員が行う<u>広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めること</u>により、投資者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>広告等の表示</u> 名称の如何を問わず、<u>会員及びその従業員が金融先物取引業について行う、金融商品取引法（以下「法」という。）第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第72条に規定する広告類似行為（以下「広告等」という）により行う表示をいう。</u></p> <p>① ～ ⑧ (削 る)</p> <p>(2) 金融先物取引 定款第2条の2第1号に規定する金融先物取引をいう。 (3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。 (4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第</p>	<p>(名 称) <u>広告等に関する自主規制基準</u></p> <p>(目 的) 第1条 この基準は会員が行う<u>広告等に関し、その表示及び方法を適正化すること</u>により、投資者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>広告等</u> 名称の如何を問わず、<u>会員が金融先物取引等の受託等を内容とする契約を勧誘する手段として、金融先物取引業の内容について、次の各号に掲げる媒体を使用して多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をいう。</u></p> <p>① <u>チラシ、パンフレット等の印刷物</u> ② <u>新聞、雑誌等の刊行物</u> ③ <u>ポスター、看板等の掲出物</u> ④ <u>テレビ、ラジオ等の放送</u> ⑤ <u>映画、スライド、ビデオテープ等の映像</u> ⑥ <u>宣伝用頒布品</u> ⑦ <u>インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの</u> ⑧ <u>上記各号に類するもので、本協会が必要であると認めたもの</u></p> <p>(2) 金融先物取引 定款第2条の2第1号に規定する金融先物取引をいう。 (3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。 (4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第3</p>

改正案	現 行
<p>3号に規定する店頭金融先物取引をいう。</p> <p>(5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。</p> <p>(6) 金融先物取引等 <u>法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為をいう。</u></p> <p>① 金融先物取引</p> <p>② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(7) 金融先物取引業 定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。</p> <p><u>(8) 景品類 「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号。以下「景表法」という。)第1項に規定する景品類をいう。</u></p> <p>(通 則)</p> <p>第3条 会員は、<u>広告等の表示及び景品類の提供</u>を行うにあたっては、投資者の保護の精神に則り、<u>取引の信義則を遵守し、品位の保持をはかるとともに、高度の倫理慣行を確立するよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条 (削 除) ※1</p>	<p>号に規定する店頭金融先物取引をいう。</p> <p>(5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。</p> <p>(6) 金融先物取引等 <u>金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為をいう。</u></p> <p>① 金融先物取引</p> <p>② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(7) 金融先物取引業 定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(通 則)</p> <p>第3条 会員は、<u>広告等を行うにあたっては、投資者の保護の精神に則り、商業道徳と取引の信義則を遵守し、品位の保持をはかるとともに、取引の勧誘に関する高度の倫理慣行を確立するよう努めなければならない。</u></p> <p>(適正な情報の提供)</p> <p>第4条 会員は、<u>広告等を行うにあたっては、投資者に与える影響を十分考慮し、投資者の判断を誤らせることのないよう慎重を期するものとする。</u></p> <p>2 会員は、<u>金融先物取引等の商品の紹介に関する広告等を行うときは、恣意的又は過度に主観的な表示は行わないものとする。</u></p> <p>3 会員は、<u>金融先物取引等の商品の紹介に関する広告等において自社の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示するものとする。</u></p>

※1 改正し第5条へ移管

改正案	現 行
<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告等の表示</u>を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>取引の信義則に反するもの</u></p> <p>(2) <u>会員としての品位をそこなうもの</u></p> <p>(3) <u>法その他の法令等に違反する表示のあるもの</u></p> <p>(4) <u>脱法行為を示唆する表示のあるもの</u></p> <p>(5) <u>会員間の公正な競争を妨げるもの</u></p> <p>(6) <u>投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの</u></p> <p>(7) <u>恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの</u></p> <p>(8) <u>判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの</u></p> <p>2 会員は、<u>顧客に対して景品類の提供を行うにあたっては、景表法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。</u></p> <p>3 会員は、<u>第1項の規定に違反する広告等の表示及び前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。</u></p> <p>第5条の2 (削 る) ※2</p> <p>2 (削 る) ※3</p> <p>3 (削 る)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告等</u>を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>商業道德若しくは取引の信義則に反するもの又は会員としての品位をそこなうもの</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(2) <u>法その他の法令等に違反する表示のあるもの又は脱法行為を示唆する表示のあるもの</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(3) <u>会員間の公正な競争を妨げるもの</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 会員は、<u>直接的であるか間接的であるかを問わず、他の者に対価を与え又は与えるべく約束して前項の規定に違反する広告等を行わせてはならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(会員の内部審査等)</p> <p>第5条の2 会員は、<u>広告等を行うときは、広告等の内容について審査を行う者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、前条の規定に違反する事実がないかどうかを審査させるものとする。</u></p> <p>2 <u>会員の広告審査担当者には、内部管理責任者等内部管理業務に従事する者を充てるものとする。</u></p> <p>3 <u>会員は、広告等のうち特定商品の説明のないものについては、第1項の審査を省略することができる。</u></p>

※2 改正し第7条第1項へ移管

※3 第7条第2項へ移管

改正案	現行
<p>(社内管理体制の整備)</p> <p>第6条 <u>会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び審査記録の保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。</u></p> <p>(会員の内部審査等)</p> <p>第7条 <u>会員は、広告等の表示及び景品類の提供を行うときは、広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第5条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、特定投資家（法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対して行う広告等の表示を除く。</u></p> <p><u>2 会員の広告審査担当者には、内部管理責任者等内部管理業務に従事する者を充てるものとする。</u></p> <p>(広告等の表示及び景品類の提供に関する調査)</p> <p>第8条 <u>協会は、会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供について、必要と認めた場合は、会員に対して資料の提出及び内容の説明を求めることができる。</u></p> <p><u>2 会員は、前項に規定する資料の提出及び内容の説明を正当な理由なく拒んではならない。</u></p> <p>(広告等の表示及び景品類の提供に関する指針)</p> <p>第9条 <u>本規則に定める事項のほか、会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し必要な事項は別途定める。</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(報告の依頼)</p> <p>第7条 <u>協会は、会員が行った広告等をしゅう集するため、会員が新たに不特定多数の者を対象に広告等を行ったときは、その内容を本協会に報告するよう依頼することができる。</u></p> <p><u>2 前項の協会の依頼に基づいて会員が報告する場合には、別紙様式によるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

